

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について

1 提出要件

- ① 令和8年1月1日現在、生活の本拠地が南阿蘇村である従業員の給与支払報告書を、税務課あてにご提出ください。他の市区町村あての報告書が混じらないようにご注意ください。
- ② 他の市町村に住民登録を残したまま南阿蘇村で日々の生活を営まれている場合には、「南阿蘇村が生活の本拠地」となりますので、そこに住所があるものとして、課税されることになります。よって、該当する従業員がいる場合、給与支払報告書は、南阿蘇村の住所を記載し、南阿蘇村へ提出してください。
- ③ 12月末までに退職された従業員や、短期アルバイトなど年末調整が不要な方も給与支払報告書の提出は必要ですのでご注意ください。

※ 根拠法令 地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

2 提出書類

- ① 総括表（本通知に同封しています）
- ② 給与支払報告書（お近くの税務署で配布しています）様式のデータが必要な場合は、総務省HP、南阿蘇村HP等で取得いただけます。
また、eLTax（エルタックス）により給与支払報告書等を電子申告することができます。

エルタックス
eLTAX



個人住民税（特別徴収）の納付フロー
電子申告が簡単便利！

3 提出後の内容訂正について

当初ご提出された給与支払報告書の内容を訂正される場合は、給与支払報告書を再作成し、用紙左上に赤字で「訂正分」と明記してご提出ください。

4 提出期限

令和8年2月2日（月曜日）まで

5 提出先・問い合わせ先

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽1705番地1
南阿蘇村役場 税務課 課税係 住民税担当
TEL 0967-67-2703

6 その他

外国人の従業員が、給与支払報告書提出後に国外転出される場合は、該当者の納税管理人申告書の提出のご協力をお願いいたします。

裏面（記入について）

給与支払報告書の記入について

1 提出に際しての注意事項

- ① 受給者氏名、フリガナ、生年月日、住所（1月1日現在の生活の本拠地）、本人・控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を必ずご記入ください。
- ② 住宅借入金額等特別控除の内訳、生命保険料の金額の内訳については、記載誤り・記載漏れが生じやすい項目ですので、特にご注意ください。

※住民税の所得・税額控除が反映されない場合があります。

- ③ 提出の際は、総括表→特徴給報→普徴申請書→普徴給報の順で、クリップ等で綴じて提出してください。（ホッチキス止め・のり付けは、お止めください。）
- ④ 摘要欄に略号等の記入がない場合は、特別徴収となりますのでご注意ください。

※ 詳しくは国税庁のHPからもご覧になれます。

※特定親族特別控除について詳しくはこちら
QRコードから国税庁のページへ

